

1. 計画の概要

1-1 計画の背景・目的

(1) 計画の背景

わが国では、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（平成 28（2016）年法律第 113 号。以下「法」という。）が平成 29（2017）年 5 月 1 日に施行されました。

この法に基づき、平成 30（2018）年に策定された第 1 次自転車活用推進計画により、「自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ことが定められました。

その後、令和 3（2021）年 5 月には第 2 次自転車活用推進計画が策定され、社会情勢の変化や今後の動向を踏まえつつ、「持続可能な社会の実現に向けた自転車活用の一層の推進を図る」ことが定められています。

東京都は平成 31（2019）年 3 月に「東京都自転車活用推進計画」を策定し、その後、令和 3（2021）年 5 月には、人中心の歩きやすいまちづくりを進めるため、「サステナブル・リカバリーに向けて、快適走行！」をテーマに、コロナ禍を踏まえた新しい日常への対応を加えた改定がなされました。

北区においては、自転車は高齢者や子育て世代を始めとした幅広い世代に利用されており、区民にとって便利で馴染みのある移動手段となっています。しかし、区内の全交通事故に対する自転車関連事故の占める割合が高いことや王子駅や赤羽駅周辺では放置自転車が多いことなど、自転車に関する課題が顕在化している状況です。

(2) 計画の目的

自転車は、手軽で利便性が高く、健康増進や環境にも優しい身近な乗り物です。また、新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、人混みを避けて移動できる交通手段として改めて注目されるなど自転車のニーズが広がりました。

一方、安全で快適な自転車通行空間の整備や自転車利用者のルール・マナーなどが課題となっている状況です。

このような状況を踏まえ、本計画では自転車利用者だけでなくだれもが安全に安心して快適に移動できるよう、自転車の活用に向けた環境づくりをハード・ソフトの両面から総合的・計画的に推進することで、区民の交通手段の一つとして自転車の利便性のさらなる向上を図るとともに、区民の健康増進や地域の活性化、環境負荷の低減を目的とし、持続可能なまちづくりをめざすものです。



1-2 計画の区域

計画の対象区域は、区全域とします。

1-3 計画の期間

自転車活用推進法の目的や理念を踏まえ、自転車の活用を推進するためには、さまざまな課題を克服し、長期的な視点に立った取組みが必要です。

その一方で、急速に変化する昨今の社会経済情勢の変化を踏まえて策定した上位計画との連携を図りながら、本計画を着実に推進していく必要があります。

以上のことから、計画期間は、国の第2次自転車活用推進計画及び東京都の東京都自転車活用推進計画を踏まえ、10カ年とします。なお、計画期間内においても、必要に応じて計画を見直します。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、国の第2次自転車活用推進計画（令和3（2021）年5月閣議決定）を踏まえ、自転車活用推進法に基づき、東京都自転車活用推進計画（令和3（2021）年5月策定）をはじめ、北区自転車ネットワーク計画（平成31（2019）年3月策定）やその他の関連計画等（下図参照）との整合を図り、北区における自転車の活用による地域の活性化等に向けた取組みを総合的・計画的に推進するための最上位計画とします。

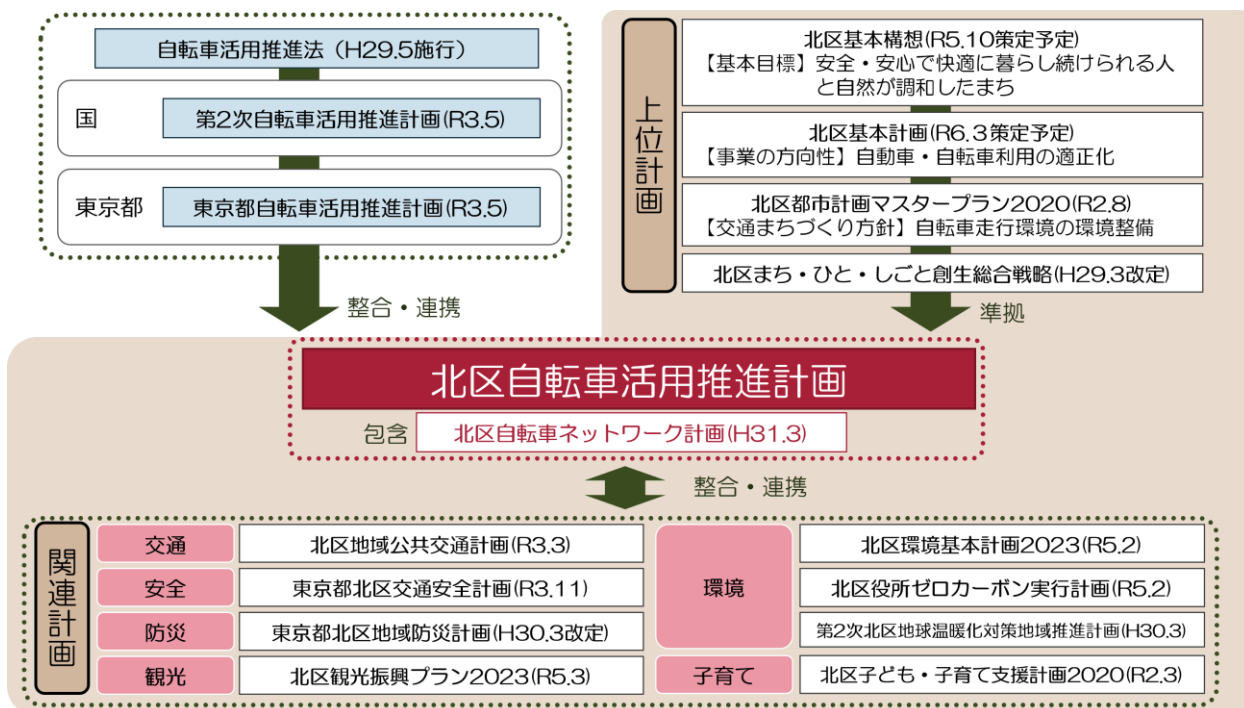


図 1-1 計画の位置づけ

1-5 関連する国や東京都の計画等

関連する国や東京都の計画等について、以下の通り示します。

(1) 国の第2次自転車活用推進計画

【策定年月】 令和3年5月 【計画期間】 令和7年度まで

自転車の活用の推進に関する4つの目標と、実施すべき22の施策が定められています。また22の施策を具体的に実行する94の措置が掲げられています。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進
2. 自転車通行空間の計画的な整備
3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取り締まりの推進等
4. シェアサイクルの普及促進
5. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進
6. 情報通信技術の活用の推進
7. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
10. 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進
11. 自転車通勤等の促進

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

12. 国際会議や国際的なサイクリング大会の誘致
13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
15. 多様な自転車の開発・普及
16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進
19. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進（施策1の再掲）
20. 自転車通行空間の計画的な整備（施策2の再掲）
21. 災害時における自転車の活用の推進
22. 損害賠償責任保険等への加入促進

(2)東京都自転車活用推進計画

【策定年月】 令和3年5月

【計画期間】 令和12年度まで

国の自転車活用推進法を踏まえ、4つの目標（めざすべき将来像）と、実施すべき18の施策が定められています。また18の施策を具体的に実行する47の措置が掲げられています。

1.環境形成 ～さまざまな場面で自転車が利用される将来～

- (1) 自転車通行空間等の計画的な整備推進
- (2) 総合的な駐車施策の推進
- (3) 自転車シェアリングの普及促進
- (4) 地域のニーズに応じた自転車駐輪場の整備促進
- (5) 放置自転車対策の推進
- (6) まちづくりと連携した総合的な取組の実施
- (7) 多様なニーズに対応した自転車利用環境の整備促進

2.健康増進 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～

- (1) サイクルスポーツ振興の推進
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 自転車通勤等の促進

3.観光振興 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来～

- (1) 国際的なサイクリング大会等の開催
- (2) サイクリング環境の創出
- (3) 観光への自転車の活用

4.安全・安心 ～安全・安心に自転車が通行できる将来～

- (1) 安全性の高い自転車普及の促進
- (2) 自転車の点検整備の促進
- (3) 自転車の安全利用の促進
- (4) 学校における交通安全教育の推進
- (5) 災害時における自転車の活用

(3)カーボンニュートラルの実現に向けた取組み

令和2（2020）年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、『世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）。今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること』等を合意しました。

北区においても、令和3（2021）年6月24日にゼロカーボンシティ宣言を表明し、脱炭素社会への移行に向けた取組みを進めており、北区環境基本計画2023では2030年までの北区の取組みによる脱炭素ロードマップを示し、移動における脱炭素化の促進として自転車利用の促進等を位置づけています。

表 1-1 2030年までの北区の取組みによる脱炭素ロードマップ（一部抜粋）

北区の取組み	2023年～2026年		2023年～2030年
	脱炭素型まちづくりの推進	移動における脱炭素化の促進	
・エコドライブ、 自転車利用の促進等		約500t-CO ₂	約1,100t-CO ₂
・ZEV※の普及		約4,500t-CO ₂	約9,500t-CO ₂

出典：北区環境基本計画2023より

※ZEV：ゼロエミッションビークルは走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない乗り物

(4)持続可能な開発目標 SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



図 1-2 持続可能な開発目標（SDGs）

出典：外務省 JAPAN SDGs Action Platform より